

## 各種審議会等審議結果公表シート

会議の名称	第 65 回中津川市都市計画審議会
開催日時	令和 6 年 2 月 14 日（水）13 時 30 分～14 時 30 分
開催場所	中津川文化会館 2 階 多目的研修室
出席者の 役職名	<p>【委員】杉本 潤 会長 松本 直司 副会長 鈴木 克宗 委員 可児 将太郎 委員 高木 章 委員 梅本 真人 委員 田口 文数 委員 櫛松 直子 委員</p> <p>【代理】恵那土木事務所副所長 加藤 忠士</p> <p>【市】中津川市長 小栗 仁志 リニア都市政策部長 小椋 匡敏 リニア駅周辺整備担当部長 高木 均 リニア都市整備局長 三治 伝 リニア都市政策部次長 長谷川 真哉 建築管理室長 柘植 基樹 施設計画推進室長 伊藤 英樹</p> <p>【事務局】都市住宅課長 吉村 孝治 都市住宅課 松尾 哲志</p>
話し合われた 内容（会議録 又は審議概 要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長あいさつ</li> <li>・会長あいさつ</li> <li>・諮問</li> <li>・議事</li> </ul> <p><u>第 1 号議案 中津川市特定用途制限地域における建築許可について</u></p> <p>○令和 5 年 7 月に施行した中津川市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例（以下、条例とする。）の適用地域であり、居住環境保全区域に指定されている中津川市千旦林地内において、規制される用途の新たな建築物を市長</p>

	<p>が特例で許可することについて、審議する。</p> <p>○許可申請の対象となる敷地は中津川市立坂本中学校敷地内で、建築物の主要用途が食品工場となる学校給食共同調理場を建築するものである。</p> <p>○条例第4条が参照する別表第1では、居住環境保全区域において、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるものは建築してはならないとされているが、同条例第9条第1項では、市長による特例許可について規定されている。また、同条第2項では、特例許可をする場合に必要手続きとして、利害関係者からの意見聴取と都市計画審議会の同意を得ることが規定されている。</p> <p>○利害関係者からの意見聴取は、1月23日、25日の2日間で日中と夜間に分けて開催したが、利害関係者41名のうち出席者はいなかった。また、中津川市消防長からは2月2日に許可に対して同意する旨の回答を得ている。</p> <p>○中津川市は、許可申請の建築物が既設調理場の老朽化に伴う更新であること、騒音・臭気対策で近隣居住者に配慮されていることなどから、地域の良好な環境を害する恐れはないと考える。また、安全で安心な学校給食の提供に繋がることや、災害時には炊き出しの機能も有することなどから、公益上も必要な施設と考える。よって、特例で許可することとしたいため、都市計画審議会の意見を求める。</p> <p><b><u>原案の通り承認</u></b></p>
所管部課	リニア都市政策部 都市住宅課